

「フィリピン共和国産パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」平成6年4月25日付け 6 農蚕第2525号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の付表第12</u>のフィリピン共和国産のソロ種のパパイヤの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第 734号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の2の項</u>のフィリピン共和国産のソロ種のパパイヤの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第 734号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。 ア <u>生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製の包装材料</u>（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>こん包</u>を使用すること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> (2) こん包場所 <u>告示6</u>の（2）のこん包場所は、次の条件を満足している	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満足しているものとする。</u> ア <u>箱に収納する前に生果実をポリエチレン製のこん包材料</u>（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>箱</u>を使用すること。 (2) こん包場所 <u>告示5</u>の（2）のこん包場所は、次の条件を満足している

改 正 後	現 行
ものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ</u>種群又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。	ものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ</u>又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。
4 検査及び消毒の実施の確認 (1) <u>告示 5</u> の消毒の実施の確認は、原則としてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設において、蒸熱処理施設内の空間温度をその上昇開始後 3 時間以内に 47.0 度まで上昇させた後、その温度以上で保持したこと、蒸熱処理施設内の生果実の中心温度が飽和蒸気により 46.0 度に達した後、その温度以上で 70 分間保持されたこと及び生果実中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。 (2) <u>告示 5</u> の検査の実施の確認は、原則として、パパイヤ生果実のこん包数の 5 パーセント以上についてフィリピン共和国植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>（特にミバエ類）が付着していないことを確認することをもって行うものとする。 (3) (2) の確認の結果、ミバエ類が発見された場合には、そ	4 検査及び消毒の実施の確認 (1) <u>告示 3 の（３）</u> の消毒の実施の確認は、原則としてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設において、蒸熱処理施設内の空間温度をその上昇開始後 3 時間以内に 47.0 度まで上昇させた後、その温度以上で保持したこと、蒸熱処理施設内の生果実の中心温度が飽和蒸気により 46.0 度に達した後、その温度以上で 70 分間保持されたこと及び生果実中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。 (2) <u>告示 3 の（３）</u> の検査の実施の確認は、原則として、パパイヤ生果実のこん包数の 5 パーセント以上についてフィリピン共和国植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物及び有害植物</u>（特にミバエ類）が付着していないことを確認することをもって行うものとする。 (3) (2) の確認の結果、ミバエ類が発見された場合には、そ

改 正 後

れが付着した原因についてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の告示 5 の (3) の消毒の実施の確認を行わないものとする。

- (4) 植物防疫官は、(1) により消毒が完全に行われたこと及び(2) により検疫有害動植物が付着していないことを確認したときは植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

〔削る〕

5 表示

告示 7 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植

現 行

れが付着した原因についてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の告示 3 の (3) の消毒の実施の確認を行わないものとする。

- (4) 植物防疫官は、(1) により消毒が完全に行われたこと及び(2) により有害動物又は有害植物が付着していないことを確認したときは、次の様式により、植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	↑ 3 センチ メートル ↓
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		
← 10 センチメートル →		

5 表示

告示 6 の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によ

改 正 後

物検査終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(輸出植物検査終了の表示)



(仕向地の表示)

FOR JAPAN

6 輸入検査

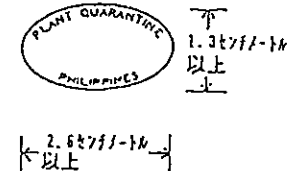
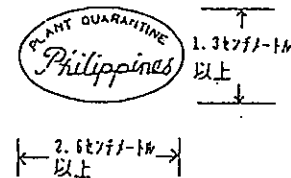
(1) [略]

(2) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、こん包に告示6の(3)

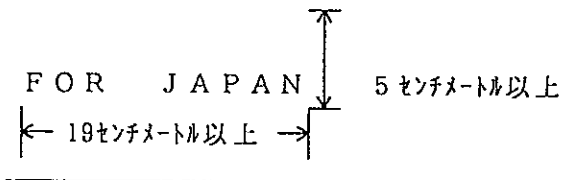
現 行

るものとする。

(輸出植物検査終了の表示)



(仕向地の表示)



6 輸入検査

(1) [略]

(2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検査証明書が添付されていない場合、こん包に告示5の(

改 正 後	現 行
の封印がなされていない場合、<u>告示7</u>の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 〔略〕	<u>3)</u> の封印がなされていない場合、<u>当該生果実若しくは生果実若しくはこん包に告示6</u>の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 〔略〕